様式例（法第10条第1項関係）

令和６年度　活動予算書

法人成立の日から令和７年３月３１日まで

NPO法人C&C ORIJIN

科　目	金　額　（単位：円）		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費			
(1)正会員受取会費	10,000		
(2)賛助会員受取会費	25,000		
・・・・・		35,000	
2　受取寄附金			
受取寄附金	750,000		
・・・・・		750,000	
3　受取助成金等			
(1)受取助成金	0		
(2)受取補助金	325,000		
・・・・・		325,000	
4　事業収益			
(1)農林業生産加工販売事業	50,000		
(2)地域物産生産展示販売事業	50,000		
(3)農林業・農村再生事業	50,000		
(4)イベント・コミュニティ支援事業	30,000		
(5)宿泊・飲食事業	50,000		
(6)観光ガイド事業及び各種観光事業	0		
(7)よろず支援事業	10,000		
(8)サードプレイス運営事業	0		
(9)サテライトオフィス運営事業	50,000		
(10)食育事業	0		
(11)動物愛護事業	0		
(12)指定障害福祉サービス事業	0		
(13)地域生活支援事業	0		
(14)ライドシェア・福祉郵送運送事業	0		
(15)障害者の農林業研修事業	0		
(16)コンサルティング事業	20,000		
(17)交流・関係人口拡大事業	0		
(18)その他事業	0		
5　その他収益			
受取利息	0		
家賃収入	20,000		
雑収益	10,000		
・・・・・		340,000	
経常収益計			1,450,000
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			

(1) 人件費				
給料手当	0			
臨時雇賃金	300,000			
法廷福利費	30,000			
人件費計	330,000			
(2) その他経費				
厚生福利費	0			
通信費運搬費	45,000			
旅費交通費	0			
地代家賃	31,000			
交際費	0			
食材費	64,000			
消耗品費	50,000			
消耗備品費	150,000			
業務委託料	0			
管理諸費	0			
修繕費	500,000			
会議費	0			
水道光熱費	50,000			
燃料代	35,000			
広告費	20,000			
リース料	4,000			
保険料	2,000			
諸会費	10,000			
研修費	98,000			
租税公課	0			
雑費	0			
減価償却費	0			
支払利息	0			
支払手数料	5,000			
その他経費計	1,064,000			
事業費計		1,394,000		

2　管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
厚生福利費	0		
通信費運搬費	0		
旅費交通費	0		
地代家賃	0		
交際費	0		
消耗品費	0		
燃料代	0		
管理諸費	0		
水道光熱費	0		
広告費	0		
リース料	0		
保険料	0		
諸会費	0		
租税公課	0		
雑費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
支払手数料	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,394,000
当期経常増減額			56,000
Ⅲ　経常外収益			
1　固定資産売却益			
(1)固定資産売却益	0		
(2)その他経常外収益	0		
経常外収益計			0
Ⅳ　経常外費用			
1　過年度損益修正損			
(1)過年度損益修正損	0		
(2)その他経常外費用	0		
経常外費用計			0
経理区分振替額	0		
当期正味財産増減額			56,000
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			56,000

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

2　設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。

3　設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額

を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。

4　事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。

5　特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。

6　２部作成する。

様式例（法第10条第1項関係）

令和７年度　活動予算書

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

NPO法人C&C ORIJIN

科　　目	金　　額　（単位：円）		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費			
(1)正会員受取会費	10,000		
(2)賛助会員受取会費	50,000		
・・・・・		60,000	
2　受取寄附金			
受取寄附金	600,000		
・・・・・		600,000	
3　受取助成金等			
(1)受取助成金	1,160,000		
(2)受取補助金	1,146,000		
・・・・・		2,306,000	
4　事業収益			
(1)農林業生産加工販売事業	500,000		
(2)地域物産生産展示販売事業	100,000		
(3)農林業・農村再生事業	130,000		
(4)イベント・コミュニティ支援事業	50,000		
(5)宿泊・飲食事業	100,000		
(6)観光ガイド事業及び各種観光事業	100,000		
(7)よろず支援事業	100,000		
(8)サードプレイス運営事業	100,000		
(9)サテライトオフィス運営事業	100,000		
(10)食育事業	12,000		
(11)動物愛護事業	0		
(12)指定障害福祉サービス事業	0		
(13)地域生活支援事業	0		
(14)ライドシェア・福祉郵送運送事業	0		
(15)障害者の農林業研修事業	0		
(16)コンサルティング事業	30,000		
(17)交流・関係人口拡大事業	0		
(18)その他事業	0		
5　その他収益			
受取利息	0		
家賃収入	20,000		
雑収益	10,000		
・・・・・		1,352,000	
経常収益計			4,318,000
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			

(1)人件費				
給料手当	0			
臨時雇賃金	1,920,000			
法廷福利費	30,000			
人件費計	1,950,000			
(2)その他経費				
厚生福利費	0			
通信費運搬費	60,000			
旅費交通費	30,000			
地代家賃	372,000			
交際費	20,000			
食材費	314,500			
消耗品費	100,000			
消耗備品費	530,000			
業務委託料	400,000			
管理諸費	0			
修繕費	0			
会議費	0			
水道光熱費	85,000			
燃料代	90,000			
広告費	100,000			
リース料	10,000			
保険料	12,000			
諸会費	10,000			
研修費	160,000			
租税公課	0			
雑費	20,000			
減価償却費	0			
支払利息	0			
支払手数料	5,000			
その他経費計	2,318,500			
事業費計		4,268,500		

2　管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
厚生福利費	0		
通信費運搬費	0		
旅費交通費	0		
地代家賃	0		
交際費	0		
消耗品費	20,000		
燃料代	20,000		
管理諸費	20,000		
水道光熱費	0		
広告費	0		
リース料	0		
保険料	0		
諸会費	0		
租税公課	0		
雑費	20,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
支払手数料	0		
その他経費計	80,000		
管理費計		80,000	
経常費用計			4,348,500
当期経常増減額			-30,500
Ⅲ　経常外収益			
1　固定資産売却益			
(1)固定資産売却益	0		
(2)その他経常外収益	0		
経常外収益計			0
Ⅳ　経常外費用			
1　過年度損益修正損			
(1)過年度損益修正損	0		
(2)その他経常外費用	0		
経常外費用計			0
経理区分振替額	0		
当期正味財産増減額			-30,500
設立時正味財産額	56,000		56,000
次期繰越正味財産額			25,500

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

2　設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。

3　設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額

を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。

4　事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。

5　特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。

6　２部作成する。